

平成27年度 第3回吹田市総合教育会議 議事録

日 時 平成27年11月12日 午後3時30分
場 所 吹田市役所 中層棟4階 第3委員会室

出席者

後 藤 市 長、 谷 口 教 育 委 員 長
宮下教育委員長職務代理者、 鈴 木 教 育 委 員
大 谷 教 育 委 員、 河 内 教 育 委 員
梶 谷 教 育 長

事務局

春藤行政経営部長、 川本教育総務部長
羽間学校教育部長、 川下地域教育部長
橋本こども部長、 富田学校教育部理事
澤野教育総務部次長教育総務室長兼務、 山本地域教育部次長生涯学習推進室長兼務
小林行政経営部総括参事、 島田学校教育室長
野田教育政策室長行政経営部兼任、 竜門学校管理室長
木村教育総務部総括参事、 前田青少年室長子育て青少年拠点夢つながり未来館副館長兼務
中臺スポーツ推進室長、 熱田こども育成室長
木田教育政策室参事企画政策室兼任、 各務教育政策室主査企画政策室兼任

傍聴

なし

午後3時30分 開会

後藤市長

それでは、第3回吹田市総合教育会議を開催いたします。

では、傍聴につきまして、事務局の説明を求めます。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

本日の傍聴席は12席設置しておりますが、現在のところ傍聴希望の方はいらっしゃいません。開始15分程度につきましては、もし来られましたら傍聴をお認めいただくということによろしいでしょうか。

後藤市長

残念ながら傍聴者はいらっしゃらないということです。今事務局からありましたけれども、途中から来られても入っていただくということによろしいでしょうか。

全教育委員

異議なし。

後藤市長

それでは、次第に従いまして、本日の総合教育会議の案件1 教育の大綱について、に入りたいと思います。

事務局、説明をお願いいたします。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

教育の大綱について御説明申し上げます。資料1をご覧ください。

こちらの吹田市教育大綱（案）につきましては、前回9月の第2回総合教育会議で案をお示しし、色々な御意見、御議論いただきました。おおむね内容については、調整いただけたかと思うのですが、1点、この中で御議論いただきたい点がございます。これにつきましては総合教育会議というのができた中で、この教育ということに関しての行政の位置づけ、これをきちんと位置づけるということが必要ではないかというふうな御意見ですとか、市長と教育委員会が連携するという表現を入れた方がいいのではないかと、また、そういう表現を入れるのであれば、個々の目標のところではなく、前文のところ全体に係るようなかたちで、表現するのが良いのではないかとというような様々な御意見をいただきました。この御議論を踏まえまして、資料1の大綱案の前文の2行目「第1条の3に基づき、」以降に「吹田市及び吹田市教育委員会が互いに連携して教育行政を推進するために、以下の教育に関する理念と基本目標を「吹田市教育大綱」として策定します。」という文言を追加しております。なお理念と基本目標の部分については、前回にお示した内容と変更はございません。

以上でございます。

後藤市長

はい、ありがとうございます。

私が最初この案を見せてもらった時に、一番下が気にいらんなと思ったんです。本当に吹田市長でいいんですかという問いを事務局にしました。今の説明のとおり、この教育大綱の策定については、法で決まっているんですよ、市長が策定するっていうように。それで教育大綱を市が定めるということで、じゃあそれなら前文に教育委員会の名前をしっかりと入れて、一緒に進めて行くということを頭に書かないと、「進めます」、「定めます」、

「目指します」、「取り組みます」、「創造します」ということを、誰がって
いうのがはっきりしていないということで、前文には追加をしてもらいま
した。

内容について、御意見、御感想があればいただきたいのですけれども、
よろしいでしょうか。

鈴木教育委員

確認ですけれども、この「吹田市及び吹田市教育委員会」って言った時
の、吹田市なのですけれども、この吹田市には当然吹田市の市長を含めた
行政、それは含まれるのでしょうかけれども、吹田市の中には例えば吹田市民
といったものも当然含まれてくると考えているのか、さらには吹田市議
会はこの吹田市には入っていると思っているのか、そうでないかというこ
とに関しては、どう考えればよいのでしょうか。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

まず1点目、この「吹田市及び吹田市教育委員会」というのに吹田市民
が含まれるのかという点につきましては、まずこちらの大綱を定めます、
定めてこれを推進しますという表明の主体ですので、こちらの方には吹田
市民まで含んでいるという概念ではないと考えております。理念及び基本
目標の中で、例えば家庭、地域といったような多様な主体が連携している
というところでの、市民の登場はございますけれども、まずこの前文の吹
田市には市民というのは含まれていないというのが1点目でございます。2
点目の吹田市議会というのが含まれるのかということにつきましては、こ
の「吹田市及び吹田市教育委員会」というものについては、執行機関であ
る市長、教育委員会及びその補助機関である市長事務部局、あるいは教育
委員会事務局、こういったものを含めての「吹田市及び吹田市教育委員会」
という事柄で規定しますので、いわゆる議決機関であります市議会という
ものについては含まれていないと認識しております。

後藤市長

組織と組織、吹田市という行政組織と教育委員会という組織が連携する、
立てつけになっておると思います。基本目標2のところ、社会全体で「家
庭、学校、地域、関係機関など多様な主体が、互いに連携・協力して」と
いうフレーズが入っている、そこで受けているのかなという気はしますけ
れどもどうでしょうか、鈴木委員。

鈴木教育委員

はい、OKです。確認しただけですので。

後藤市長

はい、ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。これがこの回
の一番大きい仕事なので、是非御意見をいただければ。河内委員いかがで
しょうか。

河内教育委員

今の市長のお話をうかがって良く分かりました。この「吹田市及び吹田
市教育委員会が互いに連携して教育行政を推進するために」という文言を
ここに入れられた主旨というのが、今の市長の言葉で良く分かりましたの
で、私はとてもありがたいと思いました。

後藤市長

はい、ありがとうございます。

宮下委員、いかがでしょうか。

宮下教育長職務代理者

私も前文の方に、吹田市と吹田市教育委員会が互いに連携してというこ
とが入ったことによって、より明確になったなと思って。前回議論した時

後藤市長 より、より良くなったんじゃないかなと思います。

後藤市長 はい、ありがとうございます。

大谷教育委員 大谷委員、何かありましたら。

後藤市長 私も同じ思いです。

後藤市長 はい、ありがとうございます。

谷口教育委員長 谷口委員長、いかがでしょうか。

谷口教育委員長 下の理念とか、基本目標に関しては教育委員会としても長年話し合ってきた内容で、それなりにきっちりと教育委員会の方は納得して、しかもこのように進めていきたいと考えていますし、その内容と同じものを、市長の方も納得していただいて、一緒にやっていきたいというようなことを前文に書いていただけるということで、教育委員会の行政だけでなく、市長部局と市全体で教育行政をきっちりとやっていけるということが見えるわけですから非常に教育委員会としてもありがたい教育大綱であるというように理解できると思います。これもやっぱり新しい制度ができて、市長部局と教育委員会が一緒になって、教育をちゃんとやっていけるということで、ありがたいことじゃないかなと思います

後藤市長 はい、ありがとうございます。

鈴木教育委員 鈴木委員からいかがでしょうか。

鈴木教育委員 いま委員長が言われたように、吹田市教育委員会、あるいは吹田市教育委員会事務局だけではなくて、吹田市のすべての部局がこの大綱の実現に力を合わせていくというようなことが、先ほどの市長の言葉からも伝わってきましたので、是非とも後世に伝えていただきたいと思います。

後藤市長 そのあたり、教育長いかがでしょう。

梶谷教育長 この間教育の方で理念あるいは方向性については議論をしてみました。そういう意味では市長がきちっと同じ方向というか、その方向付けで一緒にやっていただける、それを前文に入れていただくっていうのは、私は非常に大きな意味があるなと思っておりますので、そういう意味では、それを吹田市全体で実現して行こうと、そういう姿勢ですので、非常にありがたいし、こういうかたちで全職員が向かっていければというふうに思っています。

後藤市長 はい。ありがとうございます。

後藤市長 私から事務局に質問するのも何ですけれども、基本目標と言う限りは、この下に個別目標がぶら下がるというイメージでいいんですか。何かその個別目標があってその下にアクションプランがあるみたいに。

木田教育政策室参事企画政策室兼任 現在、吹田市教育委員会で定めております吹田市教育振興基本計画「わが都市^{まち}すいたの教育ビジョン」では基本目標の下に、基本方向あるいは施策というのがぶらさがったアクションプランといったかたちになっております。

後藤市長 はい、分かりました。教育大綱について他になれば次に移りたいのですがよろしいでしょうか。

全教育委員 はい。

後藤市長

木田教育政策室参事企画政策室兼任

今後の事務手続き等について何か説明することありますか。

事務局的な手続きの説明をさせていただきます。この大綱につきましては先ほど市長の方から御発言ありましたように、法律の中でこの大綱は総合教育会議で協議をして市長が定めるという旨が規定されておりますので、今回この総合教育会議で協議いただいて、調整がついたということを受けまして、起案処理をおこなって、市長決裁が得られましたらそれで大綱の策定というかたちになりますので、よろしくお願ひします。

後藤市長

はい、よろしくお願ひします。

それでは次の案件に入りたいと思うのですが、2番目の教育委員会の組織見直しについて、これは来年度4月を目指して全庁的な機構改革、より仕事がスムーズに回り、市民の方からも分かりやすく、これまでの課題解決もするというところで、教育委員会についても見直しをする予定にしております。その内容につきまして、ほぼ固まったということで事務局に説明を求めます。

春藤行政経営部長

行政経営部から説明させていただきます。前回のこの会議におきまして、組織改正の案、基本的な行政経営部が当初考えていた案というのを御説明させていただきました。もう一度確認の意味で基本的な方針を説明をさせていただきますと、政策課題と市長が施政方針で発言された内容を取りまとめた項目が24項目ございまして、4月の議会でお配りしましたけれども、「mission 24」ということで取りまとめたものがございます。様々なことを進めて行きたいというようなことで内容がまとまっている訳ですけども、そういう事柄を推進していくために、簡素で効率的な組織編成をしていきたい、今日的な課題への対応も必要です。こういうふうなのがあって、先ほど言いました政策課題で言いますと、保健医療担当組織を設置して、攻めの保健医療ということで、健康寿命の延伸とかそういうことを積極的に進めて行きたいですとか、総合的な街づくりのデザイン、組織ということで、大規模な街づくりについて共通する理念、横串を刺してトータルコーディネートするような組織を設置していきたい。あとは、吹田ブランドの評価ということで、本市の魅力と活力を内外にアピールするため、シティープロモーションを担当するような組織を設置していきたいというようなことがございます。

また具体的に組織見直しに係る基本的な考え方という中には、限られた職員数の中で個々の職員の持っている力を最大限に活かすと共に、チームとしてより大きな力が発揮できる組織力の強化を目指して行きたい、我々の方では「フラットでシンプル」というようなことで、分かりやすく表現させていただいているのですけれども、権限と責任を明確にしながら、過度な組織、構造というのをなくしていくということも、その中で考えております。それと、やっぱり人材育成を行いながらチーム力の強化を図っていかないといけないだろうと、あとグループ内だけではなく、グループ間でも相互に連携や補完し合えるような強い組織、こういうものを目指していきたいという考え方のもとに組織改正ということに取り組みさせていただ

てきた訳でございます。

前回のこの場で案について述べさせていただき、様々な御意見をいただきました。当初の案では教育委員会を1部制ということでございましたけれども、やっぱり2部制がいいんじゃないかと、こういう御意見もいただきましたし、学校管理室を市長部局へというのは、大規模修繕等を将来見据えて、施設の最適化という観点では理解できるが、日常の修繕はどうなのかとか、そういうことも意見としていただきましたし、また学校教育と生涯教育というのは、独立して行えるものではないというような意見もいただきました。様々な意見をこの場でいただきました。それを踏まえまして、教育委員会の事務局とともに、再度改めて考えた案が今日資料2でお示しをしております行政機構図 現行・改正案 対照表でございます。具体的な内容について若干説明をさせていただきますと、教育総務部と学校教育部を統合して学校教育部とします。教育総務課を廃止してその事務を教育総務室に統合します。教育総務室学務課を部の直下組織とします。学校管理室を廃止し、学校の財産の総括的管理及び学校の営繕等に関する事務を行政経営部に移管し、補助執行させ、その他の事務を教育総務室に移管します。これは先ほど申し上げました日常の営繕等、滞りなく行うためには、当初考えておりましたような一部の技術職の職員を教育委員会に残すというより、むしろ全員を行政経営部の方へ移して行っていく方がスムーズにいくであろう、全体が移る訳ですからその方がいいんじゃないかと、これは教育委員会の事務局とも話し合った結果でございます。その他の事務というのは、学校配分予算等の関係を行っている事務職員というのは教育総務室に残るといったような内容でございます。

学校教育部から学校教育室指導課の移管を受け、指導室とすると。今までの課組織であったものを室に格上げするということになります。学校教育部から学校教育室教職員課の移管を受け、教職員課とする。学校教育部から保健給食室及び教育センターの移管を受ける。これが改正案の学校教育部の内容でございます。

地域教育部の内容でございますけれども、生涯学習推進室を廃止し、まなびの支援課、中央図書館及び文化財保護課を設置する。青少年室青少年活動サポートプラザを廃止し、青少年室にその事務を統合する。こども部から青少年問題協議会に関する事務を青少年室に移管し、補助執行する。こども部からこども育成室児童育成課の移管を受け、補助執行する。スポーツ推進室を都市魅力部に移管をして都市魅力部の方では文化スポーツ推進室となる中でやっていく予定でございます。

以上が教育委員会の組織改正の内容でございます。この間色々意見いただきながら、教育委員会事務局とも十分検討させていただいた結果になっているものと考えております。

以上でございます。

はい、ありがとうございます。

この機構改革案、前回と今説明あったように変更があります。皆さんの御

意見を参考にさせていただきまして、2部構成ですと、いわゆる生涯学習、地域教育部系については大きな変更ありませんが、スポーツを都市魅力部の方に移管したというのと、生涯学習という言葉をまなびの支援という言葉に見直していると、それと教育の方は総務と学校教育部、これを2つ合わせて組織としては統合してます。よりシンプルにしようというこの案なんですけれども、やることというのはこれまでどおりしっかりとやらせていただく、そこには変わらないんですけれども、この案につきましてどんなことでも、主に御質問になると思うんですけれども、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

宮下教育長職務代理者

前回の我々の意見をかなり取り入れていただいて、ありがとうございます。1つ気になったのが、学校の修繕についても全部行政経営部に移管させますということで、今までの間に教頭先生との懇談会とかもしまして、その時も今までだったら学校管理室に言えばすぐ対応していただいて、かなり助かっていたという話だったので、行政経営部に移管することによって、学校現場が困るようなことにならないようにだけはしていただきたいなと思うところです。

後藤市長

迅速性みたいな話もあると思いますけれども。

春藤行政経営部長

行政経営部に移って対応が悪くなったと言われないように、私もそこは十分心得て取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

宮下教育長職務代理者

是非よろしくお願いします。

河内教育委員

パイプそのものは同じ長さなのですか。もう一つ何か通るとかではなくて、今まで学校から学校管理室に来ていたのが、行政経営部の方に行くともう一つ何か通るといようなことにはならないのですか。

春藤行政経営部長

今それは考えていないです。今までと同じように、学校管理室という名前が資産経営室という名前になりますけれども、直接電話をいただいたら対応できるものと考えております。

河内教育委員

ありがとうございます。

後藤市長

その理由をもう少し説明してもらって。

春藤行政経営部長

現在、施設の最適化というものに取り組んでいます。学校施設も耐震化は済んだところで、今はトイレの改修とか、大規模改修とかはやっていきますけれども、最終的には建替え等も検討していかなければいけないし、学校施設というのは、統廃合がありえない訳ではないですけれども基本的にはコアな施設だと思っていますから、もしこれから施設の最適化をする場合には学校施設の方へ集約することも考えて行かなければいけないと思っています。今も、学校施設というのは避難所でもあります。そういうことで、例えば避難所ですけれど、避難所にとって必要な物資の保管が十分行えるような倉庫等も設置はしていませんので、そういうことも含めて考えていかないといけないだろうなということで、全体的なことを考える中で、その学校施設を良くしていく、あるいは多機能化していくことが必要なんじゃないかなと思っています。そういう観点を入れるために一つの組織の中で、それをトータルで考えられるようにさせていただくというこ

とでございます。

河内教育委員

それと、例えばガラスが割れたとか、蛍光灯足りなくなったとかいう本当に日々の細々した各学校からの要望みたいな、学校内でできる部分はいいんですけれども、そちらまで持っていかないといけないことが、その大きい枠の中でそういうことの対応が滞るっていうこと、まあ先ほど宮下委員がおっしゃったように、それは大丈夫なんですね。

春藤行政経営部長

それが、教育委員会の事務局の方と話し合う中で、最初は一部の職員を教育委員会に残すということだったんですけれども、やはりそうするとその一部の技術職の職員というのは、そういうことばかり関わるようになって、全体的な施設の最適化に関わらなくなる訳ですよ、それはやっぱりどうなのだと。みんながそういう意識を持って、大きな長期的なビジョンを共有することが大事だろうと。学校の営繕は営繕で、みんなで協力してやる方がいいんじゃないかなと、セクトを分けるとその中でしか対応できない、それよりも今回の組織改正も先ほど市長の方から申し上げたとおり、組織を少なくしているのは、小さな組織よりもある程度大きな組織で、色々なことに対応する方が、柔軟性が出る、臨時的に何か緊急対応する時でもいいだろうというのがありますので、少ない人数を残すよりも、全体を一つにまとめた方が、連携しやすいのではないかと、あるいは共通の認識を持てるのではないかとという結果です。そういうふうを考えているということでございます。

河内教育委員

私個人としては、一部移管より全部移管の方が考え方としてはいいと思っています。ただそういう細々したところにさっと対応できるかどうかというところだけが宮下委員と同じように気になったもので、伺っただけです。

後藤市長

大きくしたら細やかさがなくなるのはよくあるので、そこは是非注意して。

河内教育委員

そんな小さいこと、とかになってしまうと本末転倒になるかなと思いたので。

後藤市長

はい、ありがとうございます。

谷口教育委員長

年間1,600件あるとかっていう話を聞いていまして、その日々の修理、これは先頃の教頭先生方との話し合いでも教頭先生自身が何かあった時にすぐ頼めてやってくれるということが、教頭先生がちゃんと学校運営をやっているということの証だというような本当のお話をされていた訳です。それが、場所が変わって本当に教頭先生自身がそういったことを本当に円滑にできるのかどうかっていうのもすごく疑問に思っている。あと、例えば色々な材料とかそういうのは誰が購入するのですか。行政経営部で購入する訳ですか。

春藤行政経営部長

もちろん、その補助執行させていただきますので、そういう一括購入というかたちになっていくことになると思います。逆に言うと、全員が移りますので逆に安心していただけるのではないかなと思うんですけど。

谷口教育委員長

全員が移ってるから安心だと。

春藤行政経営部長

一部であれば、ここからこちらは教育委員会の方でやってくださいとか、

ここからは行政経営部ですることになるでしょうけれど工事によって細かいところは教育委員会で対応してください、ここからは行政経営部でっていうような垣根がしやすい、上手く連絡すればできるんでしょうけれども、そういうことの心配がないという方を取ったということです。すべて資産経営室でしょうということです。

谷口教育委員長
後藤市長

全部引き受けていただけると。考えようによれば。

さっき施設の最適化と言いましたけれど、正しくは、公共施設の最適化なんです。その公共施設の中に占める学校の割合が非常に大きいもので、残りの公共施設の最適化っていう話ではなくなるんですよ。学校も含めた公共施設の最適化、全部老朽化が進んできている。それから、かつてたくさん子どもたちがいた時に、フェンスで囲んだ学校は、学校教育だけに専念してたらある意味良かったんですけど、少子化が進んできて今後も進む、小規模校もどんどん増えてる。そしたらもうすでにさっき避難所の話もありましたけれども、地域の運動会とか学校開放とかで、どんどん地域と学校が融合していってる中で、トータルに公共施設として見た方が、今後もそういう公共施設が中に入って行く可能性がありますので、そしたら設計の段階でも教育委員会だけで設計したらやっぱり学校仕様になる訳です。そこを柔軟な設計というのもありえるんじゃないかと、そういうことも含まれています。かといって、かゆいところに手が届かんようにならんように、それは実際運営してみてそういう現場からそういう声が出たらちゃんと対応するようにしますので。

谷口教育委員長
大谷教育委員

よろしくお願いします。

スポーツ推進室で何度か見学もさせていただいたのですが、園児たちを体育指導員の方が指導するとか、トータルコーディネートみたいな今木登りとかなかなかできない子どもたちが多から、体育館の小さい所でそういった筋肉を作ろうみたいなプログラムがあったのですけれども、こうやって教育委員会から出て、文化スポーツ推進室っていうところが出来て、そちらの方との上手く連携で今のようなボリュームで園児とかそういったプログラムが、変わらずにやってもらえるのかなというのと、また先ほど部長が言われたように、柔軟性が出てくるということは、お年寄りと子どもがっていうそういうちょっとプログラムは違うかもしれないのですけれども、触れ合いながらのプログラムが出来たりとか、もっとボリュームが増して、そういう園児とかプログラムがどんどん大きくなっていけばなどは思うのですが、どういったかたちになるのでしょうか。

春藤行政経営部長

体育指導員というのは、現在、体育館を指定管理としている中で、正式には事務職扱いになっている訳ですよ、それを市長の施政方針の中にありました健康医療の方に取り組んでもらうとか、私も本来、体育指導員は専門の能力を活かして活躍していただく場を設ける、これが必要だと思っっていますから、もちろん色々な場所でこれまで以上に活躍できるような環境を整えて行きたいですし、市長部局に来て良かったなと思ってもらえるよう、体育指導員自身にやりがいを感じていただけるような職責というか、

そういうことに取り組んでいただこうと思っていますので、そういう意味でいうと今まで以上に活躍をしていただけるものと思っていますし、そういう職務、職責ですね、そういうふうにあたっていただきたい、本来の能力を活かせる内容に取り組んでいただけたらと思っています。

後藤市長

少し追加いたします。

まさに今日の話でもあるんですけど、本市はスポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画という、その策定が努力義務とされている、法の下で作る吹田市の基本計画というのを持ってないんです。それで、実際あるところの土地が空くんですけど、それをスポーツに使う時に、じゃあ何の用途にしましょう、というそのバイブルがないんです。それで、まずはそれを作ってくださってというのを今日もお話ししました。そこで、スポーツ推進計画になってくると、その施設のことから学校でのスポーツの教育それから地域、家庭、個人レベルそこに福祉面も入ってその健康寿命を延ばすとか、そういうようなトータルで入ってくると、それがなくて非常に気持ち悪い思いをしてるんですよ。それでスポーツ推進やゆうてるんですけど、人によってそのスポーツの定義が違うんですよ、競技スポーツの人であればウォーキング、登山の人もある。まずはそこをやろうという意味ではこのスポーツの推進っていうのはこの生涯学習の範囲に留まらない、全庁でトータルに考えなあかんとところやということで、かえって位置づけを上げたところがあります。かといって教育委員会から抜いた訳ではないんで、出世させたというふうに御理解をいただければと。

鈴木教育委員

今ちょうどスポーツのことが出たので、それに関連して一つ。地域教育部からスポーツが移ったのが、いわゆる部としては都市魅力部でしたっけ。都市魅力部というのはこれはまったく新しい組織ですよ。まずはこの都市魅力部の中身のことをちょっと説明してもらいたいということと、スポーツ推進室は文化スポーツ推進室に変わろうとしている訳ですけども、その文化スポーツ推進室の全体の中身っていうようなものをもうちょっと説明していただければなど。

春藤行政経営部長

これから吹田市をますます発展させて行きたいので、色んな意味でもアピールをしていきたい、万博南側だけじゃないですよということもありますし、色んなかたちで市のブランド力を上げて行きたい、吹田市はいい市だな、住みたいなと思っていただけるような、今以上に色んな方に思ってもらえるようにしていかなければ、これ別の会議で集まったまち・ひと・しごとということで、少子化に取り組んでいますけれど、将来的なことを考えると今吹田市は非常に恵まれた状態ですけど、20年30年後も同じようにあり続けるためには、そういうことに取り組んで行かなければならぬだろうというので、今回都市魅力部というのを作らせていただきます。だから今回の組織改正でいうと目玉部ということになります。そこにスポーツ推進室も行っていただくということです。もちろんスポーツ、文化というのは、これは大きな吹田市の財産です。そういうような都市の魅力を更に発揮してもらおうということで、次の都市魅力部というのは、一つ

は現在のまち産業活性部の地域経済振興室というのがありますけれども、それ以外はシティープロモーション推進室という新たな組織を設置しまして、今はどちらかという観光に関する事務というのは、それまでの部隊の一部が担ってるようなかたちになっているのですが、積極的に取り組めるような体制も組んで国際化等も取り組んで行こうということです。3室の構成になっていまして、3室目が文化スポーツ推進室ということで、これからオリンピック等も吹田市に来るかもしれないという状況でもあります。そういう中で、吹田市のスポーツ振興というのも文化とともに発展させていって、都市の魅力としていきたい。ということで、その3つ、地域の経済、シティープロモーション、文化スポーツこの3本柱で都市の魅力を発展させたいということで、都市魅力部というのを新しく作って、その中に入れていただいて、何度も言いますが、一部スポーツ推進室が担っていただくということになっています。

鈴木教育委員

今話を聞いて私としては非常に納得いった訳です。文科省というのはたぶん Ministry of Education (ミニストリー オブ エデュケーション) の後に Culture, Sports, Science and Technology (カルチャー スポーツ サイエンス アンド テクノロジー) が続いています。そういった意味ではスポーツが文化とくっついているのは全然何の問題もなく、そもそも私自身はスポーツは文化であるというふうに思っていますし、さらにサイエンスあるいは科学も文化であるってというような立場です。従って、文化っていうのは狭い文化ではなくて、科学とかスポーツも含んだものであるという立場で、スポーツが文化と一緒にいるということは、非常に良いことだなというふうに思います。それから、都市魅力部っていうのも、吹田市の魅力を上げるために単に経済的に活力があるっていうだけじゃなくて、例えば文化スポーツ推進室を作ったということは、文化の香り高いまちにして、そういった観点からも魅力のあるまちにするんだという意気込みが込められているという理解をすればいい訳ですね。

春藤行政経営部長

まさにおっしゃっていただいているように、市長が常々発信している中で、吹田市というのは多様な人材に支えられている、これは他の市にない。それぞれの専門的な知識や経験をお持ちの方が、すごくそろっていただいていること。こういうようなすごく有利な条件を活かさない手はないだろうということで、地域の市民公益活動であるとか、社会教育活動であるとかそういうことをこれから市として支えて行きたいというふうに思っていますから、これは都市魅力の中の大きな一つの柱だと。おっしゃっていただいている文化とスポーツ、スポーツは文化の一つだと私も思っていますし、それが発展なくして、市の魅力っていうのは薄っぺらいものになるでしょう、そこの本当の都市の魅力っていうのは文化やスポーツという成熟したものが発展している都市でないと、そこの都市っていうのは本当の魅力があるものではないし、そういうものは長期の期間をかけて成熟させていくものと思っていますので、よろしく願います。

大谷教育委員

都市魅力の部分のスポーツと文化っていうのはとても嬉しい話なのです

けれども、前回のイメージでお聞きしていたのが、80歳、90歳まで健康に自分の足で、というようなところにスポーツ推進室が多く関わるというイメージを持っていたのですけれども、そういった部分でも高齢者の方々が80歳、90歳まで自分の足で歩くっていうようなところも、十分ボリュームは持っていたり是可以できるようにしてるのですよね。

春藤行政経営部長

これも市長と常々お話をさせていただいているのですけれども、2025年問題って言われています。団塊の世代の方が後期高齢者になられるということなんですけれども、本市もその問題は抱えています。いつまでも健康で長生きをしていただきたい、これから限られた財源等もありますので、そういう所に今まで以上に取り組んでいく姿勢が必要なんじゃないかと。スポーツを楽しんでいただいて、親しんでいただいて常々スポーツをやっている方は、それはそれでももちろんやっていただいたらいいんですけれども、超高齢社会になっている中で、市としてそのことに直面してきている訳で、そこに今はシフトして力を入れて行く、その中で言うと今度は北大阪健康医療都市で吹田操車場跡のところにはまずそういう理想的な健康をテーマにした公園を作ったりして、健康長寿で暮らして行けるようなまちにして行こうというコンセプトで取り組んで行く中で、スポーツ推進室の役割と言うのは大きいですし、今申し上げたのはあくまでも切り口であって、その先にはニュータウンとか高齢者が多く住んでいる所に市として全体にそういうことを広げて行くという目的のスタートという位置づけで取り組んでいただく。体育指導員というのは保健師とチーム編成をしていただいて、そういう新しい役割を担っていただかないといけないと思っています。

後藤市長

ちょっと補足をさせていただきたいんですけれども、スポーツ、運動の見方には2つあると思います。行政からした時に、先ほど鈴木委員がおっしゃったように文化の一つとして市民の個人レベルでいいんですけど、豊かな生活、暮らしを支えるためのスポーツ、それはすることが目的で楽しく毎日充実して送っていただければいい、それを御支援をする、特に場での支援ですね。何かやりたくても、卓球やりたくても卓球台なかったら出来ない、そういう支援のかたちともう一つは今説明ありましたこれからの幸齢社会をお支えするという健康面、医療面での行政の責任。言い方悪いですけどスポーツが手段なんです、片方はスポーツそのものが目的で、その両面をお支えせないかんと思っています、そこがきちり整理されていなかった。例えばあるスポーツの種目を振興する際に、それはどっちなんや、競技をしてわくわくして楽しくてアドレナリンが出るっていう、でも実は健康寿命の延伸に繋がっていないスポーツってやっぱりありますよね、けがをしたり、リスク高い、痛いとか。片方は多分これは健康になるやろう、そのエビデンスが全然ない。やらんよりましやろう、でもどういうやり方をしたらいいんや、心拍数どこまで上げてこの人何歳やったらどうやって、そういうのがしっかり持たずに今までやってきた、ここをしっかりと整理をしていただこうと、それがそっちの部分で言うと食と運動の

2つを進めないかんっていうのが健康寿命のイメージです。こちら側はやる場が少なければそれは充足をさせなければならない、可能な限り。それで民で進めていることに関しては、行政はあえてそこに突っ込んでいく必要はないやろうと。今スポーツに関してはその考え方の整理をしていただいています、そういう意味ではスポーツのあり方っていうのをそういう基本計画の中にはっきり書き込みたいと思っています。先ほどのスポーツの位置づけ、文化の位置づけなんですけれども、当然ですけど自治体の基本的な責務を果たす、基盤的な政策っていうのは間違いなくありまして、それは皆さんの暮らし、居・食・住・暮らし・生命のお支えをする、それは福祉でもあり、それから教育であり、環境もそうですね、ちょっとだんだんだんだんこうレベルが上がってくるんですね、経済的なこともそうだし、まちづくりですね、まちづくりっていうのは衛生面っていうのは基盤ですね。利便性、快適性っていうのは自治体によってレベルが違っていい、当然違ってきます。その上に市民公益活動とか、文化、スポーツが花を咲く。ここがしっかりしていないと上に花が咲かない、とてもそんな余裕もないっていう話になりますんで、それをトータルで結局花を見て都市の魅力を感じる訳ですよ、利便性があって快適性がある、何かみんな生き生きしてて、スポーツやってはって文化も地域ごとにある。そういう所は大事なんですけど、しっかりとここをお支えをして、その上でここに花が咲くというもう一度考え方をしっかり、これはもう総合計画みたいな話になるんですけど、実はそういう議論ってあんまりされてなくて、それ自身モヤモヤ私もしてたんですけど、ちょっとそこはそういう位置づけの中で教育はどうなんや、スポーツはどうなんや、この学びの支援っていうのはどこに位置づけられるんやっていうのをしっかりと文章に、言葉にしたいと思っています。また御助言いただければということです。

河内教育委員

私はちょっと捉え方が違うんですけども、文化スポーツと文化とスポーツを一緒にしていただいたっていうことをもう少し違った捉え方をしまして、私が一番超高齢化へ、先に突入して行くんですけども、その本当に超の付くような高齢化になった時にはスポーツなんて言ってもなかなかそんなに体動かなくなると思うのですね。でも健康寿命っていうのは、例えばこのスポーツの中の少し文化寄りの方に行くと思うのですけども、何かしたいことがある、地域のコミュニティー活動でもなんでも、そうするとそれが公民館まで歩く、それは10歩でも100歩でも歩いて行かないとみんなに会えない、そうするとその歩くことだけでもスポーツになるくらいの人っているじゃないですか。そういうことも含まれるから文化スポーツなのかなと思ったんですよ。行けば行って、ある方は自分のできる例えばお花が生けられるので、地域の公民館でお華を教えましょうとか、教えましょうという方もいれば教わりましょうという人も集まってくる、ここで会話をしたり、一緒にお茶を飲んだりすることがいわゆる健康寿命の幸齢化というものを持続させることになるのかなという意味で、この文化スポーツというのをとても評価したのですけども。

後藤市長
河内教育委員

おっしゃるとおりです。

だんだんやっぱり動けなくなるのは命って、まあ変な話、生まれた時から死へ向かって一直線なんですけれども、命の大きさがあるとしたら、あるところまではその玉で表現するのは変ですけど、大きくなっていくと思うんですね、後は徐々に小さくなって究極小さくなってあちらの世界に行くことになるんですけど、その大きくなるのと小さくなって行くのが急速になったりするのではなくて、平均的になって行く、あるいは吹田市は平均より少しゆったりと、緩やかに小さくなっていくっていうのができるのがこの文化スポーツってということが成功した幸齢化社会なのかなという気がするんですよ。その歳々環境によってしたいこととか、スポーツにしても文化にしてもできる範囲というのが限られてくると思いますので、それを少しでも長く続けられるような支えを行政の方でしていただければ市民は幸齢社会に生きてると、吹田という幸齢社会に生きてると思えるんじゃないかなっていうふうに捉えています。市長の幸齢というのと、文化スポーツのくっつきをそんなふうに捉えました。

後藤市長

大阪って、健康寿命が全国で最低レベルなんです。だからチャンスが広がってます。伸び率一番高いです。

谷口教育委員長

吹田市も高いです。

後藤市長

そうですね。高くした時に、じゃあ吹田市は何で高いんやというモデルをお示しすることもできるし、強みがあったらさらに強化することもできるし、確かにそのガクンとこう健康寿命が落ちるというパターンもありますよね。やり過ぎてこうなる、うちの親もそうなんですけど、テニス、野球、ゴルフずっとし続けて、やっぱり腰がドンとって、結構その仲間っていきなり腰にくるんですよ。それで歩かれへんようになってる、使い過ぎたんです。エビデンスもないもんですから、ひたすらやってた訳ですよ。果たしてそれは健康にいいのかっていう、ブレーキをかけるっていうのもありますし、もう山登りが好きやっていうてむちゃくちゃ登る人はそれで膝痛めたりとかありますよね。そういうところのケアをこの体育指導員がちゃんとやっていただければと、やらなさ過ぎるよりもやり過ぎ、高齢者の方はまじめな方が多いので。あなたプールの方がいいですよとかいう指導をしてもらえればなど。体育指導員がそういうことに関わらないのは、それは市としてのこれは損失や、市民の損失やと。もう一度しっかりそこに関わって下さいっていうのを今進めているんですけども。

河内教育委員

私は吹田市は民度が高いので、そういうことが分かる高齢者の方がね、たくさんいらっしゃるでしょうから、もう少し民の力も借りて、先ほども言いましたけれども、両方がちょっとこう公益というボランティアしようかと言う人と、そういう人についていこうかという人が両方がね、長持ちできるようになればいいなと思います、行政は限りがいっぱいあります。

後藤市長

山本次長どうですか。そこの専門なので。

山本地域教育部次長生涯学習推進室長兼務

今まで私たちが採用されたような、教育委員会で専門職が採用されてるってないんですよ、それはまだ一般市民がスポーツということを身近に

やなかった時に採用されたっていうのは、場を提供して、プログラムを提供して、その中に指導者を置くという大きな3本柱のために、それを直接市民に提供するために採用されて、体育館という施設で直接市民に指導してきた。そういう意味で採用されてきたと思うのですが、時代も変わってきてみんながスポーツを気軽にできる、その中で好きなスポーツを選べる、そしたら今度何が起こって来たかという高齢社会が来た。そこで必要なスポーツは何かっていうか健康に関する運動だと思うんです。体育指導員は採用されて体育館でスポーツの指導をしてきたけれど、今必要とされているのはそういう、高齢者の健康ということを考えることなんだなと思っています。だからそこで今まで培ってきた経験とか、研修させてもらって技術を上げてきたこととか、今度は高齢者の方の健康のために運動の指導に関わるというかたちで還元していくべきやと思うんです。良い場を与えられている、それを体育指導員自身がしっかり意識を変えて全市、全庁的に頑張っていかなあかんなと思っています。

鈴木教育委員

まず健康寿命あるいは長寿等とスポーツとの関連ですけれども、私は医学部の教授から、スポーツというのは本当に健康維持とか長寿に役立つかどうかっていうのは医学的に証明されてないっていう話を昔から聞いています。もちろんやり過ぎとかが悪いっていったらみんなわかるんだろうけど、本当にスポーツがそういう長寿とか健康に役立つかっていうのは、医学的に証明されていないということです。スポーツをどのように行っていくのが一番いいのかに関して、これから市として研究していく余地が結構あるのかなと考えているということです。それからその他いくつかいいですか。

後藤市長

はい。

鈴木教育委員

一つはまず先ほどの行政経営部の説明の中で議論した時に、学校管理室を行政経営部の中に移す、それは僕も賛成で、部長が説明されたように小さな部署を作って、そこでの専門性だけではなくて、大きな行政経営部の中で、色々な幅広い見方をしてもらえば、人材育成に役立つっていうことを言われたので、まさにそのとおりだと思います。一つの専門性だけじゃなくて、もちろんそう言ったものが必要な場合もあるのですけれども、やはりひとつの専門性を身に付けると同時に、それを付けたならばいわゆるもうちょっと枠を広げて行く、いわゆる大学教育なんかでT型人材とかπ型人材とかって言われていますけれども、市の人材育成でもやはり一つの専門性だけではなく、できる限りそういうπ型とかいった人材育成をしていくっていうことは、非常に意味があるのかなと思います。それから、今回の改革の一つの目的は、効率の良い組織、フラットな組織にしようということで、グループ制を導入し、時代時代に応じてグループの再編が自由に行くようなかたちでやっていこうということだと思うのですけれども、その主旨はものすごく良いことだと思います。人材育成まで含めて、今回の改革の趣旨を、先ほどと同じことになりますけれども、やはり職員のみなさんが良く理解してやって行けるようにしていただければなと考えてお

ります。

あともう一つだけ言いますと、学校施設まで含めて公共施設全体をこれから長期的に見て行くということが大切だということです。地域との関わりが重要視される中で、学校という施設は単に学校教育だけのものではおそらなくなっていて、公共施設という観点からも、学校という施設を長期的に見て行くことは非常に大切だと思います。学校教育自身も、おそらくは地域との連携を、今後ますます重要視していくと思います。先ほど出てきた大綱の基本目標の2番目は、基本的に地域連携を謳っているものだと思いますので、今回の見直しで学校施設というものもきちっと長期的に見て行ってもらえればなというふうに感じております。

後藤市長

ありがとうございます。

3点目に付きまして、まさにおっしゃるとおりです。私の実感なんですけれども、学校が定員いっぱいの際は、学校教育に専念をしていた。その時には子どもたくさんいてるから、地域の活力って非常にたくさんあって、地域コミュニティも何も促進せんでも運動会から何からいっぱい、お祭りでもいっぱい来はった訳です。子どもが減って行った、学校がだんだんだんだんクラス数が少なくなって来た、それはとりもなおさずその地域の活力が落ちているっていう、高齢化が進んで少子化が進んでる。じゃあ今度は反対にそのシグナルを受けた学校側が、地域の活性化に、地域のコミュニティの活力アップに対して貢献をするという発想があってもええんやないか。例えばそういう場が周りになかったら場を提供してもう一度ちょっと皆さんが集まって高齢者をお支えするとか、そういう方向に今度は地域に攻めに入っていく。なぜならば小学校のクラス数が減っているということは、地域の危機だからです、という新しい発想があってもいいなと私は思ってます。そういう意味で、いよいよ地域の学校になるんやろうな、と。先ほどありましたようにコア施設なので、やめたらええやんっていう施設やないんで、どう活かすかっていうのが大きな課題やと思ってます。これ非常に大きな話なので、ここに出てくるところから色々議論が出てくるんですけれど。

谷口教育委員長

1点だけいいですか。

後藤市長

はい。

谷口教育委員長

健康寿命延伸の為のスポーツというか、そういう運動機能を回復させるというやり方を全市民的にとっていく、特に高齢者にとっていく方法は非常に素晴らしい方法だと思います。そういう意味で都市魅力という言葉の中にいわゆる単なるスポーツという意味ではなしに、いわゆる高齢者の多くの人たちのポピュレーション施策、要するに市民全体に対する大きな政策、何万人と云う対象に対してそういう指導が出来る人々を培っていくことが行政としてできれば、それは非常に大きなことだと思うのですよね、その場として体育館とか公民館あるいは学校もあるだろうしという、そういうふうな連携をとっていけば、確かに市民にとっても魅力ある吹田市になると思うし、明るい吹田市に変わっていく。そのためにはやはりスポー

ツ推進室は教育委員会から出ていって、より大きな意味で伸びてもらって、市民のためにもっと羽ばたくようなかたちで、体育指導員が一人一人を指導するより、社会体育リーダーをたくさん作るの方がもっと大きな効果が出ると思うのです。対象は何万人ですから。そうなってくると何百人では足りないかも知れない。そう言ったことも検討されて、伸びられたら、やはり新しい意味での切り口が変わると思うし、場所はそれなりに空いている所もある訳だから。ただ、遠くの場所で1か所ではだめなんです。たくさんの場所でやっていかないといけない、そういう気がします。学校も一つやし、公民館も一つやし、そう言った所を活用されれば、とにかく廃用性症候群の人たちが歩くだけでも、すごく意味のあることだから。それで明るい吹田市になる、それはたぶん僕は向かうと思います。そうしないと結局医療費も高つくし、色々なかたちで困ったことになります。できたら頑張っていたいただいたらなと思います。

後藤市長

はい、ありがとうございます。

何百人、何千人の社会体育リーダーを育成するために、何十人の体育指導員、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。お願いします。

河内教育委員

民の力を持って活用してくれたら。

後藤市長

そうですね。

河内教育委員

高齢者ってね、支えるだけのものじゃないと思うのですよね、経験いっぱいお持ちで元気な方いっぱいいらっしゃいますから、そういう高齢者を支えるんじゃなくて、高齢者にも支えてもらう、子どもたちを見てもらう、そういう視点も逆に欲しいなと思います。

後藤市長

それでは3番目の最後の議題に行きたいのですが、**「いじめ防止基本方針の策定について」**事務局の説明を求めます。

島田学校教育室長

「吹田市いじめ防止基本方針」についてご説明申し上げます。

資料の確認ですが、冊子の資料3「いじめ防止基本方針（案）」をご覧ください。

まず、お示ししております「いじめ防止基本方針」の策定はいじめ防止対策推進法では努力義務とされております。しかしながら、吹田市、吹田市教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関との連携の一層の強化ということで、事務局の方で、いじめ防止等の対策ということで協議させていただいております。本日は、本方針への協議、また御意見を賜りたく思っております。

まず、冊子のほうをご覧ください、めくっていただいて、目次の方に書かれています3つの章で基本方針、構成させていただいております。続いて、1ページ目のはじめに、の部分ですが、1ページ目は吹田市としての本方針の策定に対する考え方を書かせていただいております。続いて2ページ、3ページめくっていただきますと、国のいじめの定義と市としてのいじめに対する基本理念、基本的な考え方を書かせていただいております。あと、3ページの下段、ご覧ください。教育委員会が実施する施策の（1）に、いじめの防止等の組織としまして「吹田市いじめ問題対策連絡会」を設置

すること、その構成メンバーを書かせていただいております。この組織は従来「学警連絡会」というかたちで、30数年前からある組織なのですが、その組織を活用しようと考えております。続きまして4ページの(3)には教育委員会内の組織としまして、「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」について迅速かつ適切な対応を行うためにこの委員会を設置しております。またこの委員会もかねてからずっとある、定期的を開催しておる組織でして、またメンバーも下の方に書かせていただいております。続いて4ページの(4)にはこの組織が担う内容として5点、①から⑤まで、こういったことをやっていきます、ということを書かせていただいております。その際のメンバーも含めて、調査の公平性、中立性が確保できるように、行うこととしております。

続きまして、4ページの下段から5ページ、いじめ防止のための教育委員会で実施する施策について書かせていただいております。特に吹田市の特長的な取組としまして⑥をご覧ください。生徒会担当者会においてということで、児童生徒が自らいじめは絶対に許さないという質の高い集団の醸成ということで、現在行っております児童会生徒会のいじめ撲滅の取組であるとか、中学生の主張大会、いじめ撲滅宣言なんかの取組について書かせていただいております。続いて⑦、本市が進める小中一貫教育、各中学校ブロックの生徒指導の連携ということで、書かせていただいております。(2) いじめの早期発見と相談体制の整備に関する施策においても、本市の特長的な出張教育相談事業であるとか、子どもサポートチーム事業について記載させていただいております。続いて、7ページからは各学校において実施する施策をまとめております。各学校が学校いじめ防止対策基本方針に基づきまして対応する際の方向性について示させていただいております。さらに、9ページから10ページに重大事態が生じた際の市としての対処について示しております。また、11ページ、12ページにはフロー図の中で日常のいじめの対応のイメージ、また重大事態への対応のイメージをお示しさせていただいております。簡単に、12ページのいじめの重大事態への対応フローに沿って説明させていただきます。まず①各学校からいじめの重大事態があったという報告が教育委員会事務局にあったとします、その後、②として調査を依頼した後、③、④として同時に教育委員、市長に重大事態が発生したという一報を入れさせていただきます。その内容によって⑤として市長が総合教育会議を開催し、情報を交流及び協議を行われる、という流れです。同時に下の方に⑥としまして、編成と書かれておりますが、学校の児童生徒あるいは学校の支援、ケアのための緊急対応チームを編成させていただくというかたちになっております。また⑦としまして、緊急対応チームが編成されれば、学校現場及び教育委員会事務局の方に、同時に指導・助言・支援及び対応をしていただくと、同時並行なので⑦は二つあると、いう御理解でお願いします。その後の流れになりますと、番号は書かれていないのですが、調査結果の報告を教育委員と市長のほうにさせていただくと。またその内容を総合教育会議のほう

で協議をされて、もし、再調査、この調査では不十分だと市長が判断されれば、点線の矢印がございます、ここに再調査と書かれていますが、これは吹田市のいじめの問題対策連絡会の方に、再調査を依頼されると。そこでは教育委員会事務局の調査内容、また学校の調査内容をまとめてまた再調査ということでこの組織で再調査されて、また教育委員、市長の方に報告されるという、流れになっております。ただ、全部書いてしまいますとフロー図的にややこしくなりますので、説明も含め、そういうイメージだにご理解ください。

今後、本方針の策定に向けまして、本日いただきました御意見を元に、修正、協議を重ねて、教育委員の皆様方には協議会で再度御協議いただき、次回開催されます総合教育会議にて、修正案について再度御協議いただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

はい、ありがとうございます。

今これはじめて、ゆっくり見て思ったのですけれども、3ページのところの第2章いじめの防止等のための対策の内容に関する事項、その下にいじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策とあるわけなのですけれども、その最初の所が、吹田市いじめ問題対策連絡会になってくる訳でしょう。これは、いじめが起こった時の対策の連絡協議会ですよ、原則として。

現在行われている学警連絡会の活動にしますと、年間6回定期的に情報交換しております。いじめの重大事態が起こったときにも開きますけれども、常時、情報交換をされているという御理解をお願いします。

名称は、対策じゃなしに、と思いませんか？

いじめに対する対策じゃなくて、いじめ問題が起こらないような対策も含むと考えていいわけですか。

それは年間6回？

はい。

いいんじゃないですか。

例えば防犯対策とかありますよね、それは防犯が入っているから対策でいいのですけれども、これいじめ問題撲滅対策とか、軽減対策とか正確に言うたらそう、受け身のイメージなんですね、対策は。どう言えばいいですか。逆に問題があるのかな、いじめ対策…じゃない。問題って何か起こってからのイメージが。

それだけでもずいぶんイメージが変わりますよね。

「問題」をなくしたら？いじめ対策とか対応とか、ここに問題を書いて後ろの図表に重大事態の所にいじめが起こった時に取り扱う機関の中心であるようなかたちで書いてしまってるじゃないですか、そしてそうかなと思うじゃないですか、でも本当は年6回集まってお話をされて、色々な形で情報交換されてどうするかを決めてる施策を作る一つの調査機関みたいな、情報収集機関であり審議機関である、それをもっと前に出すのだったらやっぱりこの名前は変じゃないですか。だから「問題」を消すか。

後藤市長
谷口教育委員長

島田学校教育室長

谷口教育委員長
鈴木教育委員

谷口委員長
島田学校教育室長
鈴木教育委員
後藤市長

鈴木教育委員
谷口教育委員長

河内教育委員 防止だったらだめなんですか。

谷口教育委員長 防止にしてしまうと今度次のここで問題が出てきた時にどう対応するが。

大谷教育委員 そうですね、対応のことも考えないと。

島田学校教育室長 御指摘のとおり「問題」を入れると問題が起きた時に動くチームと違うかと誤解されるかも知れません。

谷口教育委員長 しかもこっちはそうする訳でしょう。市民向けのこっちにはその対応をする場所になってきてる訳でしょう。

鈴木教育委員 ただ、今ある組織をここに流用しようとしているから、そうなるのですよね。あんまり組織を多くするのもどうかなとも思えますし。

島田学校教育室長 名前については「問題」を消すというのも含めて持ち帰らせていただいて検討させていただきます。

谷口教育委員長 前向きな意味でやっていくという所が見えなかったら防止にならないじゃないですか。ただの対応だけだったら。

後藤市長 このいじめという言葉なんですけれどね、教育委員会で仕事をしてたら、いじめ＝教室の中、学校でのいじめで、イコールなんでしょうけど、いじめってもっと企業でも起こってるし、家庭内でも起こっているでしょ、だから2ページでいきなりいじめの定義の時に、これは学校教育法ですか、「法第2条」は何の法？いきなり教育委員会になるんですよね、それは前文をしっかりと読んだらこの文章は、学校教育に関することやと書いてある訳ですよ。例えば、学校の内いじめについてはこう、みたいな言葉ないんですかどっかに。いじめは学校の専売特許なんですかね。いじめって言ったら学校のことやと。それやったらそれでええんですけど。企業で起こるようないじめは企業いじめとかね、会社いじめとかね、いじめですよ。学校いじめとか言うのはあんまり聞き慣れへんし、それやったら注意書きをもう一回書きたいなど。いじめの定義にたぶんなってないんですよ、これ。学校におけるいじめなんですよ。

鈴木教育委員 文科省から出たいじめの定義なわけでしょう。だから文科省が考えてる学校教育におけるいじめという意味があるんでしょ？

河内教育委員 この法が何の法か書けば分かるんじゃないですか。法第2条しか書いてないから何か分からないけど、この法律の出典をきちっと書いたら。

島田学校教育室長 「いじめ防止対策推進法」です。この法の内いじめの定義なので、「いじめ防止対策推進法」と書けば明確になるのかな、と思います。

後藤市長 この1ページが一番下がね、「吹田市市内のすべての学校や関係機関をはじめめとして」って言ったら企業とかも入ってきてね、社会全体でいじめをなくしましょうみたいにとられんように、これはあくまでも学校教育の中のいじめに関する冊子ですっていうことを明確にちょっと書き換えて。そういう主旨なんですよ。

梶谷教育長 ただ、非常に難しいなと思うのは、やっぱり学校外でも起こっている子ども同士のいじめの問題、これも含めて実は学校教育の中ではないいじめ、中でしっかり解決していこうということですので、なかなか市長がおっしゃってるように、学校教育、学校の中でのっていうふうに言ってしまうと非常

に狭くとられるん違うかなというのが懸念する所です。

谷口教育委員長

でもその1ページのところ関係機関って入れてしまうと、全然関係ないところも入ってしまう訳でしょ。学校や学校外で行われているという、生徒児童のっていう対象があればいい訳でしょう。

鈴木教育委員

だから今回のいじめに対する基本方針に入れるかどうかは別として、私が思うのには、たぶん学校教育で閉じていては、いじめは防止できなくて、むしろ大人の意識改革を図って行く必要があると思っています。というのは2年前か3年前の中学生の主張大会に出た時に、そのいじめの問題を主張していた子どもが、大人は「大人になってもいじめはあるよ」とか、「いじめはなくなる」とかそういう発言をしてるけども、それを我々はちゃんと改めていかないと、と言っていました。この点が一番重要なかなと。大人が結構そういう言葉を吐いているんだと思うんですよ。「いや、大人の社会でもいじめがあるんだから今から強くなっていかないと」とか。そういう考えがあると、それを周りで聞いている子どもたちもそんなものかと思って、本当にやってはいけないことだっていう自覚が薄れていってしまうような気がするのですが。本当にいじめをなくすっていう意味では、やはり大人の意識改革も図って行く必要があると思います。この中にどういふふうに入れるかどうかは別として、そこは結構重要なかなというふうには思っていますけどね。

後藤市長

そういう意味でこの1ページの一番上の第一段落なんですけれど、かなりうるさいことを言わせてもらって、何回も何回もこれ書き換えてもらったんですよ。というのは学校でのいじめに入る前に、人としてどうなんやというところをはっきり書いてくれと。それで1行目は「人として決して許されない行為です。」からスタートしてるんですけど、もう一歩進んでね、これ倫理の問題やと思うんですよ。そもそも、他者の命とか人格、心を傷つける言動は、人権侵害にあたります。犯罪とまでは言いませんが人権侵害にあたります。特にその相手が弱者である場合は、それはもうほぼ犯罪やというような厳しい言葉でスタートしたいんです。そういう基本的な考え方を持って、じゃあ対策はどうしていくのかと。そこで「いじめはどうしても起こる。人間2人集まったらいじめが始まる」というようなことは否定したいですよ。そこの第1パラグラフが僕はすごく大事やと思っ

谷口委員長

ていて、さらになるほどっていうような文章が欲しいと思っています。いじめを受けた子どもも心身的に傷を受けるけども、現実はいじめをした子自身にも心身的に色んな影響がある訳で、問題が起こっている可能性がある。それとまた学校の中での立場が変わっている訳ですよ。する方としない方、いわゆる加害者と被害者がずっと一緒じゃない訳だから。ずっと一緒になった時に重大案件が起こること多いんだけど、学校で立場が変わることもある。もっと簡単ないじめの定義ありましたよね、力の強い者が弱い者をやった時がいじめで、弱い者が力が上の者に向かって何かやってもそれはいじめにはならないとか。ほんとは、複数、色々あるはずなんですけど。

後藤市長

ハラスメントというと全部包含するんですよね、その中でいじめというと、特に学校みたいな。だからハラスメント使うのではないですか。パワハラって言うと今度は何か会社組織の中での話とか。でもパワハラも実は学校の子どもたちでも、スポーツの現場でもある訳で、だから最初にちゃんと「この本書においては特に学校において、そこで芽を摘むことが将来の社会人になった時に」とか、「社会全体において」とかね。そういうきれいごとを特に最初に書いて欲しい。なぜ学校でいじめの対策せなあかんかって言ったら、早めに芽を摘むということですよ。とにかくあかんもんはあかんって言う訳です。理由もない、あかんもんはあかんねんと。それを小学校とか年齢若いうちに叩き込まないかん、みたいな。そういう何か熱い文章が欲しいなと言うて、ずっと話してたんですよ。

谷口教育委員長

人として決して許さない行為っていうのを、まあその集約するような。まあそういうことですね。

後藤市長

鈴木教育委員

だから、人権の重要性を最初に謳った。基本的人権、国連の世界人権宣言、それがやっぱり一番の基本だと思うのですけれども。私は教科書採択でも結局その観点から取り組みました。

後藤市長

子どもの権利条約とかないですか。

谷口委員長

それ最初に書いてあるのです。平等に生きるとか、他者の人権を侵しちゃういかんとか。

後藤市長

大上段にね。

谷口教育委員長

うん、大上段で。それから用意してもらってください。

鈴木委員

宿題が多いかな。

後藤市長

時間的に宿題有りですか。

島田学校教育室長

はい。

後藤市長

大丈夫ですか。

鈴木委員

このままでは認めます、ということにはならないですから。

後藤市長

ということですので、さらに進化をお願いします。

島田学校教育室長

宿題をいただきましたので、また見直して参ります。

後藤市長

他に中身でいかがでしょうか。もうそろそろ時間も近づいてきました。

梶谷教育長

いじめへの対応というところでは、やっぱり日常的には早期発見と未然防止が大事です。そういう意味では、ここに書かれている以外の様々な機関がいじめの相談や悩みを聞いていただいていますので、ここに載せられるようであれば載せてほしいし、別建てで載せるというのも有りだと思います。事務局の方で何か考えておられることがありますか。

島田学校教育室長

まず様々ないじめの相談機関がありまして、各学校の子どもたちに周知をしているという表があります。そのへんをちょっと下のスペースが空いているので、まとめたかたちで載せる、ぱっと見て分かるようなかたちにしたいと思っております。

梶谷教育長

ぜひ載せていただきたい。教育委員会や市が持っている相談機関だけではなく、第三者機関とか、あるいは弁護士や人権擁護委員など、いろいろ相談できる所があるので、子どもたちがいつでも、どこにでも相談できる幅

広いチャンネルがあることを載せていただければと思います。

谷口委員長

いじめ防止基本方針なので、まず防止が大切だと思います。重大案件が起こったときは対応せなあかんことは、どの自治体でもすることはそんなに大きく変わらないと思うから、防止をちゃんとするっていうことを、あるいは重大案件に至らないようにすることを、やっぱりたくさん書かないといけないんじゃないかな。だからそれは吹田市として、教育委員会が市長部局と一緒に出すということを念頭において、防止の方に重点をおいて書かなかつたらやっぱり防止基本方針にはならないのじゃないか。対応も必要だけど、それはもう後からの話やから。

後藤市長

私から言うのも何なんですけども、これは市と教育委員会共に総合教育会議で決めることなんで、こうしていじめを防止する上で、教員が今より減っていいのかっていう問題意識はないんですか。それはね、吹田市のタイトルやったら行政改革上書きにくいことでも、これは教育委員会としてのプライドを持ってね、これ以上教員減らしてええんかと、そういうふう方針も出てるようやけど、これはいじめの防止に逆行するとか、骨のある文章が中に入っても僕はいいんかなと思うんですけど。

谷口教育委員長

日本の教職員が一番忙しいっていうのは世界でも統計が出ていますし、この前の教頭先生との話し合いの中でも、教頭先生は本当に普通の先生の倍近く残業されている、そういうのを見ていっても、そういう人たちが学校現場を取り仕切らなあかん、対応の窓口になってらっしゃる訳やからね。そのへんの中で人が減るっていうことは、どう考えてもおかしい。増やさないかんと言っている。

後藤市長

これも重い話で、この時間内でまとめることはなかなか難しいんでしょうけど、引き続き、これは何も短期間に決めてという話じゃないんで、さらに次回も議論させていただきたいと思います。

次、その他なんですけれども、たまたま今、教員の削減に関する動きも少し御報告いただけるんですよね、事務局の方から。

春藤行政経営部長

私の方からかいつまんで御報告させていただきます。先程、話題になっておりました財務省が教職員の定数を3.7万人削減するというようなことを提案されている中で、大阪府市長会及び大阪府町村長会の名前で「教職員定数の改善・充実に関する緊急要望」をさせていただいております。教職員の能力を最大限に発揮し、きめ細かな指導を実現する体制実現のために、教職員の加配定数を拡充し、必要な財源を確保すること、及び地方の実情を十分踏まえた新たな教職員定数の改善計画を策定し、その着実な実施を図ることを強く要望する、ということで、本年11月9日付で提出をさせていただきました。

後藤市長

はい、ありがとうございます。

この問題については真っ向から、吹田市として、市長として要望を、反対の意思表示をしていますので、よろしく願います。

もう一点ですけれども、あの、杭のほうも。

春藤行政経営部長

もう一点も私の方から。報道等でもご存知のように旭化成建材（株）が

行った杭工事の施工データ不正転用事案で、旭化成建材が過去10年間の行った杭工事について、国から調査を求められている事案3040件の中に本市の公共施設である山田第一小学校の改築工事及び吹二地区公民館高齢者いこいの間新築工事の2件が含まれていることを、先にお知らせしたところですが、この2件の元請け会社に対して、その調査を求めていますので、それらの報告がありましたらできるだけ市民の方々に早急に情報提供していきたくて考えておりますので、よろしくお願ひします。

後藤市長

ありがとうございます。

今回、さまざまな貴重な御助言をいただきました。その宿題をしっかりと果たして次回、御報告させていただくということと、いじめに関しては、それぞれ皆さんのお立場で、企業、スポーツ、大学というのもあります、なにハラいうのもあっちこっちでありますけれども、そういう面から全方位的に御助言をいただいて、それをこれに反映すると、これにプラス、谷口委員長がおっしゃるように、起こったらどうするが中心になっていると思うんですけど、あくまでも防止の話なんで、防止するうえでこういう課題があります、っていう課題の整理があるんじゃないかな、と。教員の削減もそこに入ると思うんですよ。そこは学校の教育現場を御存じやからこそ言えることとか、ここで皆さんからいただいた御意見でこういうことが必要じゃないか、こういうソースが足らん、ていうのははっきり書いてほしいな、と思います。すんなりまとめるじゃなくて、ちょっと喉にひっかかるようなことを。「そんなん言うたって無理じゃないか」って言ってもそこを解決しなかったら無くならんでしょ、と言うようなものに仕上げたいなと私個人では思っています。せつかくの総合教育会議ですから。それを教育委員会だけでまとめるのと違って、市長部局と一緒にまとめることに大きな意義がありますので、是非そこをお願いしたいと思ひます。

次回は2月後半あたりを予定しておりますので、また日程調整をさせていただきますと思ひます。一旦これで、第3回の総合教育会議を閉じさせていただきますと思ひます。ありがとうございます。

全教育委員

ありがとうございました。

閉会 午後5時05分